

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬菜 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 ( 中谷町 ・ 屋口、買野、豊地 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 29日 (第 3 回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

※

・当地区は3つの最寄りから構成される地域であり、その農業者の7割が60歳以上となり、全て個人経営による営農が展開されている。農業者の経営規模別では、50a以下が6割、50a超から100a以下が3割、100a超が1割の比率となっている。主な作物は主食用水稻及び酒米山田錦であり、全体に占める作付比率は9割となる。この地域の農業用水は、最寄りが管理するため池であり水番制度がある。そのため維持管理は、地元住民で行うのが望ましい。

・将来に向けた営農意向については、5割が「現状維持」を、3割が「規模縮小又は廃業」となっており、逆に「規模拡大」の者は皆無だった。地域全体における当面の営農の維持は期待できるものの、農用地の有効利用のためには、今後も引き続き、地域の耕作グループや認定農業者との連携により、農地の集約化や農地の有効利用への取組が必要とされる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

※

・現に地域で活躍する数人の耕作グループや各最寄りとの連携による集落営農組織の設置を検討するとともに、ため池の水系をいかした、農用地の集積集約を図りながら、持続可能な営農維持のための体制を構築していく。

・農業所得の向上の観点より、酒米山田錦の作付栽培を維持しながら、米から野菜等の他品目へ転換を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・ほ場整備など土地改良事業が実施された農用地を当該計画において有効利用又は保全すべき農用地として設定する。また、団地化した未整備の農用地も含め、可能な限り農用地としての有効利用を図る。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には町内の農業者間での農用地の集積集約を実施する。</li> <li>・農地の受け皿としては、地域の耕作グループや認定農業者のほか、営農組合を新たに設立し、組織的な農地の集積、集約化を進める。</li> <li>・当該受け皿となる農業担い手への集積率は30%以上を目指す。</li> </ul>	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業の認知は低いですが、今後は、同事業の有益性を評価し、農用地の集約集積のための主たる取組手法として活用する。</li> </ul>	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに、地域内でのほ場整備は完了している。農地の集約化を図る観点より、ほ場の大区画化が期待されるが、山間部の地形にあることから、面的には施工エリアは限定なものとする。</li> <li>・用水路の管理や省力化、老朽化する農業設備の維持については、多面的機能支払交付金等を活用しながら、適切な管理を継続する。</li> </ul>	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内外から（できれば地域内）多様な農業経営者や新規就農者など、新たな地域農業の担い手人材を発掘し、地域で育成していく。市、県やJAと相談しながら、各種農業制度を利用し、実効性ある担い手育成の取組を行う。</li> </ul>	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域営農の作業効率化を図るため、必要に応じて、防除作業、田植え、収穫などの作業について、JAや大型機械保有者への委託を活用する。</li> </ul>	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p><b>【選択した上記の取組方針】</b></p> <p>①鳥獣被害への対策として、侵入防止柵の設置だけでなく、当該設置柵の適切な維持管理を継続する。当該対策マニュアルを作成する。</p> <p>③農作業の省力化や最適化を実現する技術及び設備を取り入れ、生産効率のよい、また、経験が少ない方でも適正レベルの農作業が可能となる営農に取り組む。</p> <p>⑦所有者による管理を基本としながら、多面的機能直接支払交付金等を活用し適切な農地の維持管理を行う。</p>				



チェック確認

TRUE	FALSE	TRUE	FALSE	FALSE
FALSE	TRUE	FALSE	FALSE	FALSE